

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年5月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第11号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条医務衛生課の項第8号中「及び動物の飼育管理と愛護に関する条例」を「、動物の飼育管理と愛護に関する条例」に改め、「(昭和46年京都府条例第30号)」の右に「及び京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」を加え、同条保健センターの款衛生課の項第11号中「以下」を「次号において」に改め、同項中第20号を第21号とし、第13号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例による事務に関すること。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)